

分村後に作成された下我野村検地帳の写

尾崎 泰弘



表紙(所持している村ごとに筆跡が異なる)



写を作成した経緯を記した部分と代官都築藤十郎の印



代官所によって記された裏表紙(同じ筆跡で書かれている)

今回取り上げるのは、寛文 8(1668)年 5 月に作成された「下我野村検地帳」です。

先日掲載いたしました「That's きつとす」にも書きましたが、下我野村は下我野郷とも呼ばれ、現在の東吾野地区のうち大字白子を除いた部分が該当します。それが平戸・虎秀・下井上・上井上・長沢の 5 つに分村しました。その時期はよくわかりませんが、享保 2(1717)年以前であることは確実です(後述)。

ところで、寛文 8 年の下我野村検地帳は、5 月 2 日から 7 日にかけて作成され、全 12 冊から成ります。検地を担当した役人は坪井次右衛門で、いずれも名前の下に「印」と書かれていますので、これは写であることがわかります。(正本なら坪井の黒印が捺してあるはずですが)。7 日作成のものの末尾を見るとその写が作られた経緯がわかります。

それによると寛文 8 年に検地をした時は、まだ分村前であったため検地帳は 1 組 12 冊しか作成されませんでした。その後 5 ケ村に分かれた結果、検地帳は各村が交代で持つことになっていました。ところが平戸村名主儀左衛門が預かったまま他の村に渡さなかったため、平戸村以外の 4 ケ村は支配していた幕府代官(当時は幕府領でした)に訴えたようです。そこで、享保 2 年に代官の都築藤十郎は検地帳の写を 5 組作らせ、それぞれの村で管理することとしました。当館で所蔵している 4 組 48 冊をよく観察するとどのようにその写が作成されたのかがわかります。

まずそれぞれの村で原本を写し取ります。筆跡からその作業は各村で 1~3 名が当たったようです。その後代官所がその内容を原本と照合しそれと同じであることを証するため綴じ目に印を捺し、裏表紙に「拾貳冊之内」と村名(検地帳を写した村=それを持つ村)を記します(「拾貳冊之内」のところにも綴じ目と同じ黒印が捺されています)。そして 5 月 7 日に作成された最後の帳面の末尾に写を作成した経緯を記し、都築が確認したことを示す黒印を捺して各村に渡したのです。したがって、本文と異なり、代官所で記入した部分は筆跡がすべて同じになっています。

検地帳は村のすべての耕地と屋敷地を一筆ごとに土地の場所、面積、耕作者を記したもので、年貢を村民に割り付けるための基となる重要なものでした。したがってその写も代官が立入り、厳密に作成されたことがわかります。

【参考文献】

地方史研究協議会編『近世地方史研究入門』 昭和 30(1955)年 7 月